

9条改憲NO!

私たちがめざすこと

私たちは、菅政権のもとでの9条改憲発議は許しません。

日本国憲法を守り生かし、

不戦と民主主義の心豊かな社会をめざします。

二度と戦争の参加を繰り返さないという誓いを胸に

「戦争法」の廃止をめざします。

沖縄の民意を踏みにじる

辺野古新基地建設の即時中止を求めます。

被災者の思いに寄り添い、原発のない社会をめざします。

人間の平等を基本に、貧困のない社会をめざします。

人間の尊厳を掲げ、差別のない社会をめざします。

思想信条の自由を侵し、

監視社会を強化する「共謀罪」の廃止を求めます。

これらを実現するために行動し、

菅政権の暴走にストップをかけます。

平和といのちと人権を

5月3日は74回目の憲法記念日

日本国憲法第9条【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

長野県憲法擁護連合【護憲連合】

〒380-0838 長野市県町 593-11 社会文化会館内 ☎026-235-2727

国会議員の皆さんへ 改憲手続法＝国民投票法 の抜本的改正を！

国会の憲法審査会が動いています。

自民・公明両党は憲法改正手続きに関する国民投票法「改正」案を5月6日に衆院憲法審査会で採決し、11日に衆院を通過させる方針です。

「改正」案は、憲法改正国民投票の手続きを公職選挙法に合わせるのが目的で、駅や商業施設などへの共通投票所の設置や投票所に同伴可能な子どもの範囲の拡大など7項目が盛り込まれていますが、国民投票法成立時の参議院附帯決議で求めた「テレビ・ラジオの有料意見広告規制（CM規制）及び最低投票率制度」については、全く検討されていません。

国会が自ら約束したことを反故にする欠陥「改正」案です。

そもそも、コロナ禍のもと、改憲手続き法改正案は不要不急の法案ではないでしょうか。

憲法9条への自衛隊の明記など「改憲4項目」をまとめている自民党の、改正案を早く成立させて改憲論議に入りたいとの思惑が見え見えます。

しかし、国民は憲法9条の改憲を求めています。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、反対を押し切って性急に結論を出す筋合いのものではありません。

憲法審査会の改正案採決に抗議します

改憲はお金次第 CM広告に規制を

憲法改正案への賛成や反対の投票を訴える運動は原則自由。テレビ・ラジオでの有料広告（CM）も投票日の14日前まで自由に放送できます。テレビCM広告には膨大な費用がかかります。これでは資金力の差が歴然となり、改憲はお金次第となってしまいます。またインターネット上のCMも規制対象外です。表現の自由は重要です。でも、公平・公正な投票を保障するためには規制が必要です

最低投票率の規定を

国民投票法には最低投票率の定めがありません。極端に投票率が低かった場合、有権者の過半数に遠く及ばない投票数で改憲の可否が決まることとなります。それでは国の基盤である憲法の正統性に疑義が生じかねません。

改憲の発議には衆参両院で3分の2の賛成が必要なことから「投票率のハードルまで設定する必要はない」「設定すると投票ボイコット運動を誘発する」として最低投票率の設定に否定的な意見がありますが、ボイコットも国民の態度の一つ、理由にはなりません。

憲法の在り方を決めるのは、私たち国民です。
主権者として、国民投票を巡る議論に参画しよう